

島根県高齢者施設等防災・減災対策推進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 県の交付する島根県高齢者施設等防災・減災対策推進事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日老発第0529001号。以下「実施要綱」という。）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の目的)

第2条 この補助金は、高齢者施設等の防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備事業（以下「施設等整備事業」という。）の実施により防災体制の強化に資することを目的として交付する。

(補助金交付の対象)

第3条 この補助金は、実施要綱第3の1の(1)による防災・減災等都道府県事業整備計画に基づき実施される次の事業を交付の対象とする。

一 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

(一) 対象施設

次に掲げる既存の小規模高齢者施設等であつて、避難が困難な要介護者（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第5条第6項第1号に規定する避難が困難な要介護者という。）を主として入居又は宿泊させることとなったこと等により、消防法令に定めるスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の整備が新たに必要となったもの

- ア 定員30人以上の軽費老人ホーム
- イ 定員30人以上の有料老人ホーム
- ウ 宿泊サービスの提供を行う通所介護事業所

(二) 対象事業

- ア 延べ面積1,000㎡未満の既存の小規模高齢者施設等において、スプリンクラー設備を設置する事業（スプリンクラー設備の設置に当たり消火ポンプユニット等を併せて設置する事業を含む。）
- イ 延べ床面積300㎡未満の既存の小規模高齢者施設等において、自動火災報知設備を設置する事業
- ウ 延べ床面積500㎡未満の既存の小規模高齢者施設等において、消防機関へ通報する火災報知設備を設置する事業

二 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

(一) 対象施設

次に掲げる高齢者施設等であつて、当該施設等において補助金を充てて第3条第3号の高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業、第3条第4号の高齢者施設等の水害対策強化事業、第3条第5号の高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業（以下「国土強靱化対策事業」という。）を実施するもの

- ア 定員30人以上の特別養護老人ホーム
- イ 定員30人以上の介護老人保健施設
- ウ 定員30人以上の介護医療院
- エ 定員30人以上の軽費老人ホーム
- オ 定員30人以上の養護老人ホーム

(二) 対象事業

国土強靱化対策事業と一体的に行う大規模な修繕等（別記に定めるものをいう。）を実施する事業

三 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

(一) 対象施設

- ア 定員30人以上の特別養護老人ホーム
- イ 定員30人以上の介護老人保健施設
- ウ 定員30人以上の介護医療院
- エ 定員30人以上の軽費老人ホーム
- オ 定員30人以上の養護老人ホーム

(二) 対象事業

高齢者施設等において、災害により長期の停電等が発生した場合であっても、その機能を維持するために必要な電源を確保するため、次に掲げる全ての要件を満たす非常用自家発電設備（燃料貯蔵用のタンクを含む。）を整備する事業

- ア 専ら非常時に用いるものであって、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの
- イ 電気及びガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後3日間（72時間）以上の高齢者施設等の事業継続が可能であると認められるもの

本事業における整備については、新設のほか、修繕、法定耐用年数を経過したものの更新及び高齢者施設等の機能の維持のための発電容量の増加や燃料貯蔵用タンクの貯蔵量の増加のための改造等の工事を含まものとする。

なお、非常用自家発電設備の設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けず、耐震性が確保される場所とするよう留意すること。

四 高齢者施設等の水害対策強化事業

(一) 対象施設

(二)の対象地域に掲げるいずれかの区域に所在する高齢者施設等であって、次に掲げるもの

- ア 定員30人以上の特別養護老人ホーム
- イ 定員30人以上の介護老人保健施設
- ウ 定員30人以上の介護医療院
- エ 定員30人以上の軽費老人ホーム
- オ 定員30人以上の養護老人ホーム

(二) 対象地域

- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条により指定された災害危険区域
- イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条により指定された土砂災害特別警戒区域
- ウ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条により指定された地すべり区域及び地すべり防止区域
- エ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- オ 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条により指定された津波災害警戒区域及び同法第72条により指定された津波災害特別警戒区域
- カ 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条により指定された浸水被害防止区域並びに特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）附則第2条により、なお従前によるとされた都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域
- キ 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域（同法第14条により指定された洪水浸水想定区域、同法第14条の2により指定された雨水出水浸水想定区域及

び同法第14条の3により指定された高潮浸水想定区域をいう。)

ク その他、水害における被害の発生の危険性が認められると災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条により作成された地域防災計画等で定める区域

(三) 対象事業

次に掲げるいずれかの区域に所在する高齢者施設等において、台風等に伴う洪水、高潮による被害、土砂災害及び集中豪雨等による水災害の発生時における利用者等の円滑な避難の実施及び水災害による被害の軽減を図るため、下表に掲げる整備を行う事業

事業内容	整備内容
水害発生時における避難・垂直避難の円滑な実施のために行う整備	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの設置（想定される浸水深（高）以上の階（中間階を含む。）にかごを移動させ運転を休止するための管制運転装置の設置のための改修及び設置後17年を経過し老朽化したエレベーターの改修を含む。） ・高齢者施設等の利用者等及び従事者の安全確保並びに利用者等に対する適切なケアの提供のため、想定される浸水深を踏まえ2階以上の階に避難スペースを設置するための改築又は改修 ・車椅子での迅速な避難を促進するためのスロープの設置 ・排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置（建物内への浸水を有効に防止できる場所に雨水貯留槽を整備し、雨水貯留槽内に貯まった雨水等を河川や雨水管等に排水するポンプを設置するもの） ・その他、水災害の際の高齢者施設等の利用者等の円滑な避難のため必要となる整備
浸水・土砂流入に伴う施設・設備等の被害を軽減するための整備	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される浸水深を踏まえて実施する非常用自家発電設備装置の屋上等への移設 ・電気室等の扉の防水扉への改修 ・高齢者施設等の出入口等に止水板・防水板（脱着式のものであって、設置に軽微な整備を伴うものを含む。）の設置 ・その他、水災害の際の高齢者施設等における浸水等被害の軽減のために必要となる整備

ア 建築基準法（昭和25年法律201号）第39条により指定された災害危険区域

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条により指定された土砂災害特別警戒区域

ウ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条により指定された地すべり区域及び地すべり防止区域

エ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条により指定された急傾斜地崩壊危険区域

オ 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条により指定された津波災害警戒区域及び同法第72条により指定された津波災害特別警戒区域

カ 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条により指定された浸水被害防止区域並びに特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）附則第2条により、なお従前によるとされた都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域

キ 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域（同法第14条により指定された洪水浸水想定区域、同法第14条の2により指定された雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3により指定された高潮浸水想定区域をいう。)

ク その他、水害における被害の発生の危険性が認められると災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条により作成された地域防災計画等で定める区域

五 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業

(一) 対象施設

- ア 定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設
- イ 定員30人以上の介護老人保健施設
- ウ 定員30人以上の介護医療院
- エ 定員30人以上の軽費老人ホーム
- オ 定員30人以上の養護老人ホーム
- カ 定員30人以上の有料老人ホーム
- キ 定員30人以上の老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設されていないものに限る。）
- ク 通所介護事業所
- ケ 老人福祉センター（特A型・A型・B型）
- コ 老人福祉施設付設作業所
- サ 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）
- シ 在宅複合型施設

(二) 対象事業

高齢者施設等の敷地内に設置されているブロック塀等（コンクリートブロック塀（壁）、石塀（壁）、煉瓦塀（壁）等その他これに類するものをいう。）について、安全点検の結果、損壊するおそれがある等、安全性に問題があると認められるものについて、安全性を確保するための整備（解体・撤去、再設置（解体・撤去後に生垣やフェンス等、ブロック塀等以外のものを設置する場合を含む。）、改修等）を行う事業

なお、本事業における整備箇所については、安全点検の結果は問題がないブロック塀等であっても、安全性に問題があるブロック塀等に接続されている等の理由により、一体的に整備を実施することが適当と認められる部分についても対象として差し支えない。

(補助金交付の対象外)

第4条 この補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- 一 土地の買収又は整地に要する費用
- 二 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- 三 その他施設等整備事業として適当と認められない費用

(交付額の算定)

第5条 第3条に掲げる事業の補助額の算定にあたっては、別表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める対象施設について、第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、第3欄に定める交付基準単価に第4欄に定める単位の数を乗じて得た額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。

ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

- 四 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- 五 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。納付金の額等については、「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分について」（平成20年4月17日老発第0417001号）に準じて行うものとする。
- 六 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 七 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第5号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。
- なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の一部又は全部を県に納付させることがある。
- 八 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。
- 九 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- 十 この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金の補助金の交付を受けてはならない。
- 十一 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- 十二 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

（申請手続）

第7条 補助金の交付の申請は、様式第1号による交付申請書を知事が別に定める日までに提出するものとする。

（変更申請手続）

第8条 補助金の交付決定後の事情の変更により、第6条第1号から第3号までの各号に規定する知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ様式第2号による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

（事業実績報告書）

第9条 事業が完了したときは、事業完了後1月を経過した日（中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式

第3号による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 この補助金は、知事が必要と認めるときは、予算の範囲内において、概算交付することができる。

2 前項の規定により、概算交付を受けようとするときは、様式第4号による請求書を知事に提出しなければならない。

(県内中小企業者への優先発注)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施にあたって、物品及び役務の調達を行う場合には、島根県中小企業・小規模企業振興条例(平成27年島根県条例第45号)に基づき、県内に事業所を有する中小企業者・小規模企業者に発注するように努めるものとする。

附則

この要綱は、平成31年 3月11日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

この要綱は、令和 1年 6月21日から施行し、平成31年度の事業から適用する。

この要綱は、令和 2年 5月11日から施行し、令和 2年度の事業から適用する。

この要綱は、令和 2年 6月 5日から施行し、令和 2年度の事業から適用する。

この要綱は、令和 2年 8月19日から施行し、令和 2年度の事業から適用する。

この要綱は、令和 3年 9月 3日から施行し、令和 3年度の事業から適用する。

この要綱は、令和 5年 3月 3日から施行し、令和 4年度の事業から適用する。

この要綱は、令和 6年 4月17日から施行し、令和 6年度の事業から適用する。

この要綱は、令和 7年 7月31日から施行し、令和 7年度の事業から適用する。

この要綱は、令和 8年 3月12日から施行する。

大規模修繕等支援事業における内容について

国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業について、利用者等の安全性確保及び等の観点から大規模な修繕等を実施する事業については、次の区分ごとの内容とする。

区分	内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(9) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事、耐震改修（これに付随して実施する大規模修繕等（天井等の非構造部材の落下防止対策等、地震被害の防止等に資するものに限る。）を含む。）、照明設備の更新等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(10) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数は、おおむね10年とする。

別表

1. 区分	2. 対象施設	3. 交付基準単価	4. 単位	5. 対象経費	6. 補助率
既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業				左記の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
スプリンクラー設備を設置する事業（延べ床面積1,000㎡未満の施設に限る。）	①定員30人以上の軽費老人ホーム	9,710円	整備対象面積（㎡）		10/10
消火ポンプユニット等を併せて設置する場合の加算	②定員30人以上の有料老人ホーム	2,440千円	施設数		10/10
自動火災報知設備を設置する事業（延べ床面積300㎡未満の施設に限る。）	③宿泊サービスの提供を行う通所介護事業所	1,080千円	施設数		10/10
消防機関へ通報する火災報知設備を設置する事業（延べ床面積300㎡未満の施設に限る。）		325千円	施設数		10/10
国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業	①定員30人以上の特別養護老人ホーム ②定員30人以上の軽費老人ホーム	29,260千円	施設数		2/3
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	③定員30人以上の介護老人保健施設	知事が認めた額	施設数		3/4
高齢者施設等の水害対策強化事業	④定員30人以上の介護医療院 ⑤定員30人以上の養護老人ホーム	知事が認めた額	施設数		3/4
高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業	①定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 ②定員30人以上の介護老人保健施設 ③定員30人以上の介護医療院 ④定員30人以上の軽費老人ホーム ⑤定員30人以上の養護老人ホーム ⑥定員30人以上の有料老人ホーム ⑦定員30人以上の老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設されていないものに限る。） ⑧通所介護事業所 ⑨老人福祉センター（A型・特A型・B型） ⑩老人福祉施設付設作業所 ⑪老人介護支援センター（在宅介護支援センター） ⑫在宅複合型施設	知事が認めた額	施設数		3/4

注1) 第4欄の整備対象面積について

整備対象面積については、施設の延べ床面積を上限として、知事が必要と認めた面積とする。

注2) 下限額について

下表左欄の事業について、第5欄の対象経費の実支出予定額が同表右欄に掲げる額を下回る場合、第3欄の交付基準単価は0円として取り扱うものとする。

高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業 (※燃料タンクを整備する場合)	5,000千円 0千円
---	----------------